（第３条関係　別表１）

社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会共同募金配分金助成事業
交付対象事業及び対象経費

１．交付対象事業

事　　業	内　　容	対象経費
居場所支援事業	高齢者の見守りや生きがいづくり、孤立防止等を目的とした居場所づくり （例）・いきいきサロン	印刷代　　謝金 茶菓子代　食材料費 会場使用料　燃料費 消耗品代　切手代　等
生活困窮者支援事業	生活困窮者等への生活支援を目的とした食の支援等 （例）・フードバンク、フードパントリー ・リユース（生活用品等）	印刷代　　切手代 食材料費　燃料費 消耗品代　等
地域の防災・減災支援事業	小地域等対象とした災害に備えての備品整備及び研修会等	備品費　　講師謝金 印刷代　　切手代 消耗品代　等
子ども・若者支援事業	子ども・若者を対象とした居場所づくりや学習支援活動及び不登校・ひきこもりなどの相談支援、虐待防止等に関する事業 （例）・子ども食堂　・学習支援　・生活相談	講師謝金　印刷代 備品費　会場使用料 食材料費　茶菓子 消耗品代　燃料費 教材費　通信費　等
課題を抱える人を対象とした支援事業	課題を抱える当事者を支援する活動及び、住民に向けた啓発活動等	講師謝金　印刷代 切手代　　消耗品代 広報費　　等
その他の支援事業	上記に該当しない地域支援活動、地域での支え合いの意識啓発活動等	講師謝金　印刷代 切手代　消耗品代　等

２．交付対象外事業

（1）長野県共同募金会から直接配分を受けているもの
（2）営利を目的とするものや政治・宗教等の事業にあたるもの
（3）団体の構成員のみを対象とした事業
（4）同一団体で複数の事業を申請した場合（関連する事業を１事業として実施する場合はこの限りではない）
（5）介護保険事業・障がい福祉サービス等、公的な給付を受けている事業

（6）他の財源をもって実施することが適当と認められる事業

3 交付対象外経費

（1）人件費並びに団体の構成員及びその家族に対する謝礼
（2）団体の組織運営及び管理事務に係る経費
（3）各種大会・研修会等に参加するための経費
（4）飲食費（生活支援としての食事提供等にかかる事業はこの限りではない）
（5）宿泊費（宿泊体験を主目的とする事業はこの限りではない）
（6）個人が所有する物品類に係る車両燃料代・個人名義電話料などの経費（事業実施に係る経費はこの限りではない）
（7）上部組織ならびに類似組織等への会費、負担金類
（8）他の事業者への事業委託金